別表第六（第十五条関係）

区分	割合
判事 報酬法別表判事補の項一号から四号までの報酬月額の報酬を受ける判事補 報酬法第十五条に定める報酬月額又は報酬法別表簡易裁判所判事の項一号から九号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事	百分の二十
報酬法別表判事補の項五号から八号までの報酬月額の報酬を受ける判事補 報酬法別表簡易裁判所判事の項十号から十三号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事	百分の十五
報酬法別表判事補の項九号又は十号の報酬月額の報酬を受ける判事補 報酬法別表簡易裁判所判事の項十四号又は十五号の報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事	百分の十
報酬法別表判事補の項十一号又は十二号の報酬月額の報酬を受ける判事補 報酬法別表簡易裁判所判事の項十六号又は十七号の報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事	百分の五

別表第七（第十五条関係）

区分	割合
判事 報酬法別表判事補の項一号又は二号の報酬月額の報酬を受ける判事補 報酬法第十五条に定める報酬月額又は報酬法別表簡易裁判所判事の項一号から七号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事	百分の二十五
報酬法別表判事補の項三号又は四号の報酬月額の報酬を受ける判事補 報酬法別表簡易裁判所判事の項八号又は九号の報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事	百分の十五